

質問

答え

①振込はいつ頃ですか。振込通知書は届きますか。

●確認書を受理した日から支給まで、3週間程度かかります。

●支給決定後、振込通知書を送付します。

②住民税非課税世帯に対する給付金の対象となる世帯であることは、どのように判定するのですか。

●非課税世帯に対する給付金は、具体的には、以下のAからCをすべて満たす世帯について、支給対象となります。

A.基準日（令和3年12月10日）における住民登録がある世帯であること

B.Aの世帯に属する全ての世帯員が令和3年度住民税非課税であること

C.世帯員の全員が、住民税が課税されている者に扶養されている者からなる世帯ではないこと

※ Cについて、例えば、親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯や、子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）は支給対象外となります。



③確認書を提出しない場合はどのような取扱いになりますか。

●確認書に記載の返信期限までに確認書の返信がない場合は、受給を辞退したとみなします。→お早目の提出をお願いします。

④住民税非課税世帯として受給した後、修正申告等により、令和3年度住民税が課税となった場合、どのような取扱いとなりますか。



⑤課税対象となる給付金（持続化給付金など）や一時的な所得増（土地譲渡所得など）により課税されている場合には、どのような取扱いになりますか。

●修正申告や所得更正を行った結果、令和3年度が非課税から課税になった場合は、本給付金の住民税非課税世帯としては対象外となるため、既に受給している場合は返還していただく必要があります。

●ただし、家計急変の要件を満たせば、受給対象となります。

●なお、修正申告等により令和3年度住民税が非課税となった場合は、申請期限である令和4年9月30日までに本人からの申し立てがあった場合は対象として取扱うこととなります。

●通常の取扱いと同様、令和3年度の住民税の課税状況に基づき判断することとなります。ただし、住民税非課税世帯向けの給付金の対象にならなくても、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があった場合は、家計急変世帯向けの給付金の対象になる場合があります。

質問

⑥基準日（令和3年12月10日）以前に配偶者と離婚したケースで、本人の世帯は令和3年度の住民税非課税だった場合、住民税非課税世帯等に対する給付金の対象となりますか。

⑦基準日（令和3年12月10日）以前に配偶者と離婚したケースで、本人は令和2年12月まで働いていたので令和3年度の住民税課税ですが、令和3年1月以降は働いていない場合、住民税非課税世帯等に対する給付金の対象となりますか。

⑧住民票を居住地である入所施設に移していない児童について、措置入所等児童の保護者が住民税非課税世帯に対する給付を受けている場合、当該児童は、保護者世帯とは別に、住民税非課税世帯に対する給付金が受給できますか。

答え

●基準日(令和3年12月10日)時点の世帯が令和3年度住民税非課税のため、住民税非課税世帯向け給付金の対象になります。

●なお、令和3年1月1日以降の離婚については、元配偶者による扶養にかかわらず、本人が属する世帯全員が令和3年度住民税非課税である場合には、住民税非課税世帯向け給付金の対象となります。

●基準日(令和3年12月10日)時点の世帯が令和3年度住民税課税のため、住民税非課税世帯向け給付金の対象にはなりません。

●新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当水準となった場合には、家計急変世帯向けの給付金の対象になります。

●措置入所等児童は、独立した生計を営むものとみなし、入所施設に住民票を移していない場合でも、非課税である児童は、保護者世帯とは別に、住民税非課税世帯に対する給付金が受給できます。

質問

⑨基準日の翌日以降に世帯主が転出した場合、確認書の送付先は、転出した前世帯主か、残っている新世帯主のいずれですか。

⑩DV加害者が、避難中のDV等避難者の扶養者となっている場合、当該DV等避難者及びDV等加害者の世帯はそれぞれ支給対象となりますか。



答え

●転出した前世帯主となります。

●当該DV等避難者については、独立した世帯とみなし、当該DV等避難者（同伴者を含む。）が非課税である場合には、支給対象となります。

●この場合、DV等避難者の住民票がある世帯（DV等加害者の世帯）については、当該世帯（DV等避難者を含めた住民票どおりの世帯）が非課税である場合には、DV等避難者とは別に、支給対象となります。